

## 令和5年度庄内町清川克雪推進会議助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清川克雪生活圏における克雪活動を推進し、快適な冬期生活環境を築き、圏域の活性化を図る事業を行う清川克雪推進会議に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

第2条 助成金の交付対象となる経費は、清川克雪推進会議が実施する圏域における克雪活動の推進に関する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 賃金、燃料費、修繕費及び役務費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、12万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、事業遂行上必要と認めるときは、清川克雪推進会議の請求に基づき助成金の概算払をすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	